

# 神石高原町立保育所指定管理者募集要項

## 1 指定管理者募集の目的

平成 15 年 6 月の地方自治法改正（同年 9 月施行）によって、公の施設の管理について、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を目指す「指定管理者制度」が創設されました。

これによって、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限っていた従来の管理委託制度から、民間事業者も公の施設の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

神石高原町においても、近年、生活の多様化や女性の社会進出の増加により、延長保育や休日保育などの保育ニーズの多様化に対応した施策が求められています。

このため、現在の保育サービスを維持しながら、効果的・効率的な保育運営を行い、さらに多様化する保育ニーズに即した保育の実現に努めるため、令和 6 年 4 月より神石高原町立くるみ保育所に指定管理者制度を導入することとし、神石高原町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

今回の神石高原町立くるみ保育所の指定管理者の募集については、応募のあった法人の中から指定管理者としての信頼性や保育サービスの向上が図られることなどが判断される応募者を指定管理者として指定するものです。

## 2 公募する施設の概要

### (1)

- ① 名称 神石高原町立くるみ保育所
- ② 所在地 神石高原町井関 2 6 9 6 番地
- ③ 規模 敷地面積 5, 6 0 6 . 4 1 m<sup>2</sup>  
延床面積 1 0 5 8 . 2 8 m<sup>2</sup>（保育所棟、駐車場棟、屋外倉庫棟）
- ④ 構造 木造 平屋建て （令和 2 年新築）
- ⑤ 児童定員 45 名
- ⑥ 認可年月 昭和 3 8 年 1 0 月

## 3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 保育所運営については、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という）（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）、その他国の保育所通知など関係法令通達に適合すること。
- (2) 当該町立保育所の施設、付属設備及び備品等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

- (4) 延長、一時、休日保育事業等の保育サービス拡大に積極的に協力すること。  
 ＊その他、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。  
 ＊管理の基準を遵守しない場合、指定管理の指定を取り消すことがあります。

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲

##### (1) 業務の範囲

- ① 保育事業の運営に関する業務（町長の権限に属するものを除く。）
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関し町長が必要と認める業務  
 なお、詳細は別に配布する「神石高原町立保育所指定管理者業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照にしてください。

##### (2) 指定管理者と神石高原町の責任分担

指定管理者と神石高原町との責任分担は、基本的な事項について次のとおりとし、詳しい内容は仕様書で定めています。

なお、下表及び仕様書による判断が困難な場合、又は下表及び仕様書に定めのない事項については、指定管理者と町が協議して定める。

| 項目             | 内容                               | 町         | 指定管理者 |
|----------------|----------------------------------|-----------|-------|
| 包括的責任          | 施設設置者、所有者としての包括的責任<br>(管理瑕疵を除く)  | ○         |       |
| 維持管理           | 敷地内全施設管理、備品管理、清掃、安全衛生管理等         |           | ○     |
| 運営管理           | 企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、利用促進、子育て相談等 | 内容により両者協議 |       |
| 施設、設備、備品等の修繕   | 事故・火災等によるもの                      | 両者協議      |       |
|                | 天災等によるもの                         | ○         |       |
|                | 施設等に管理上の瑕疵に係る損害                  |           | ○     |
|                | 第三者による行為で相手方が特定できないもの            | 両者協議      |       |
| 設備、備品等の更新、新規購入 | 事故・火災等によるもの                      | 両者協議      |       |
|                | 天災等によるもの                         | ○         |       |
|                | 管理上の瑕疵に伴う更新                      |           | ○     |
|                | 町の政策、方針に起因する新規購入                 | ○         |       |
|                | 経年劣化による更新                        | ○         |       |

## 5 指定管理者の指定期間

指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で予定しています。

期間は、町議会での議決により、正式に指定期間となります。

指定期間中であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合は、その指定を取消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることがあります。

## 6 指定管理の業務にかかる経費

町は、指定管理に要する全体必要経費を指定管理料として支払うものとします。なお、最終的な指定管理料の額や支払時期・方法等については、町と指定管理者が協議のうえ、年度毎に協定書で定めることとします。

\*保育料の額は、町が定め、町の収入とします。

\*一時的預かり事業・延長保育等の利用料の額は町の規定で定め、町の収入とします。ただし、費用の一部については後日協議とします。

\*事業計画・収支計画については、この点をご考慮のうえ作成してください。ただし、指定管理料の上限額は次のとおりとし、これを超える提案については失格とします。

指定管理料基準額（単年度）**58,000,000円**（消費税は含まれていない）

ただし、入所児童数等により保育士の配置基準が変更する場合や物価の変動又は、特色ある保育サービスについて提案される場合で、町が必要と認めた場合は、別途協議とします。

## 7 応募者の資格等

指定管理者に応募するには、次の事項全ての要件を満たす団体である必要があります。

- (1) 広島県内に主たる事務所を置く社会福祉法人（又は、福祉を目的とした株式会社等）の法人格を有し、かつ、令和5年4月1日現在において、過去2年以上保育所の運営業務を行っている団体、又は地方自治体からの指定管理を受けて保育所運営を行った実績が5年以上ある団体（以下「法人等」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規程に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (5) 法人税、市町税、消費税等を滞納していない法人等であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 8 応募条件

- (1) 在所児及びその保護者が円滑に安心して指定管理者制度へ移行できるようにするために、指定管理者として決定後から指定管理開始までの間、町と協力しながら、保育形態・内容等について引き継ぎが実施できること。
- (2) 現在町立保育所に在職している会計年度任用職員(臨時職員)については、児童の保育環境激変緩和のため、使用者相互の協議に基づき、あるいは在職者本人の意思に等に基づき継続雇用等の一定の配慮がなされること。
- (3) 職員の配置基準については、児童福祉施設最低基準等に定める基準以上とし、延長保育についても所児の人数に応じた保育士配置をすること。  
嘱託医について町と協議の上、配置すること。
- (4) 通常の保育事業の他に次に掲げる事業を実施すること。
  - ア 延長保育事業
  - イ 一時預かり事業
  - ウ 障害児保育事業
- (5) 給食は直営方式により自所調理により実施すること。  
所児全員の完全給食とする。  
(ただし主食・副食費用について、指定管理料へ含む)
- (6) その他
  - ア 町が行う保育行政に積極的に協力すること。
  - イ 指定管理者として決定後及び指定管理開始後、町と協力しながら、保護者等に対して、運営内容等についての説明及び意見交換に努めること。
  - ウ 応募者の特色として提供できる独自の保育サービス、子育て支援サービス等についても審査の対象となること。

## 9 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は選定対象から除外します。

- (1) 複数の事業計画書を提出した場合
- (2) 指定管理者候補選定委員会委員に個別に接触した場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (5) その他不正な行為があった場合
- (6) 個人、共同企業体で申請したもの

## 1.0 募集日程及び指定管理導入までの予定

募集開始 令和5年7月 5日 (水)

募集締め切り 令和5年8月18日 (金)

提案ヒアリング・書類審査・選定委員会開催 令和5年8月22日 (火)

(集合時間は、参加法人等へ別途通知する。)

候補者の決定 令和5年8月下旬

議会議決(指定管理決定) 令和5年9月議会

指定管理導入に向けた準備及び引継ぎ期間 令和5年10月～令和6年3月

指定管理導入 令和6年4月1日

## 1.1 申請手続き

(1) 申請を希望する団体は、下記一覧表に掲げる書類を提出してください。

|   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 指定管理者指定申請書  | 神石高原町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条に規定する様式第1号  |
| 2 | 事業計画書   | 事業計画書 別紙1<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育目標等運営の基本方針</li> <li>・ 職員配置計画</li> <li>・ 人材確保・育成の考え方</li> <li>・ 危機・安全・衛生・健康管理に関する考え方</li> <li>・ 小学校、家庭、地域との連携</li> <li>・ 施設の管理について</li> <li>・ 個人情報保護について</li> <li>・ 独自事業に関する提案</li> </ul> 管理運営に係る収支計画書 別紙2 |
| 3 | 団体の概要を記載した書類  | 団体の組織及び運営に関する事項(本社及び事務所所在地、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の実績、売上高等)を記載した書類   |
| 4 | 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類 | 昨年度の実績  |
| 5 | 定款若しくは寄付行為及び法人登記簿謄本   |   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 6  | 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書       | 今年度分   |
| 7  | 役員の名簿及び履歴を記載した書類                              |  |
| 8  | 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書                   | 税務署の発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの  |
| 9  | 県税及び市町税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書 | 所管事務所の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの   |
| 10 | 現在運営している保育所の状況に関する書類                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等指導監査結果表</li> <li>・保育所等のしおり又はパンフレット園だより等情報提供に関すること</li> <li>・管理規定並びに就業規則</li> <li>・令和5年度保育目標・保育指導計画等保育に関すること</li> <li>・献立表等給食に関すること</li> <li>・職員研修に関すること</li> <li>・施設会計決算・予算</li> </ul> <p>*いずれも様式は任意とし、直近のもの</p> |
| 11 | 準備業務提案書                                       | <p>町は、業務引継ぎ期間を設けることとしていますが、円滑な引継ぎのための取り組みについて、指定管理者としての取り組み内容の提案をしてください。</p> <p>*様式は任意</p>   |
| 12 | その他町長が必要と認める書類                                |  |

(2) 提出部数

正本1部 副本1部

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 提出期限 令和5年8月18日（金）午後5時まで。

\* 郵送の場合は書留とし、令和5年8月18日（金）午後5時必着とします。

\* 電送による提出は受け付けない。

(5) 提出先 神石高原町役場 子育て応援課 児童係

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小島1701

(電話 0847-89-3368)

## 1.2 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 個人では応募できません。
- (4) 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはいけません。  
ただし、あらかじめ町の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることが出来る場合もあります。
- (5) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (6) 必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。

## 1.3 募集要項、仕様書の配布

### (1) 募集要項、仕様書等の配布

令和5年7月5日(水)午前8時30分から令和5年8月10日(木)午後5時まで、神石高原町役場子育て応援課児童係にて配布します。(土日、祝日は除く)

### (2) 質疑事項について

質疑事項の受付は、令和5年7月5日(水)から令和5年7月21日(金)正午までとします。質疑票の様式は任意とし、持参又はFAXで受け付けます。電話、口頭での質問は受け付けません。

質問に対する回答は、随時FAXで行います。

神石高原町役場 FAX番号 0847-85-3541

## 1.4 指定管理者候補者の選定等

神石高原町公に施設指定管理者選定委員会における審査基準、審査項目は次のとおりです。

| 審査項目                               | 審査基準  |
|------------------------------------|---|
| 1 住民の平等な利用の確保及びサービス向上が確保されるものであること | <ul style="list-style-type: none"><li>・当該施設に見合う具体的な運営理念及び運営方針を明示しているか。</li><li>・平等利用のための方策が検討され、利用者を尊重したサービス向上が期待できる内容となっているか。</li><li>・個人情報保護措置について十分検討されているか。</li></ul> |
| 2 運営体制                             | <ul style="list-style-type: none"><li>・職員の服務規程や給与規定が整備されている</li></ul>   |

|   |          |  |
|---|----------|--|
|   |          | <p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上のための研修や、人材育成計画等整備されているか。</li> <li>・職員の健康管理への配慮がなされているか。</li> <li>・事業計画書に記載された内容の実現性</li> <li>・安心安全対策が十分検討されているか。</li> </ul> |
| 3 | 経営管理計画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の管理運営に係る町の経費との比較</li> <li>・収支計画書の内容と実現性</li> <li>・サービスの質確保と経営効率のバランスが図られているか。</li> </ul>   |
| 4 | 管理運営の安定性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似施設等の運営実績</li> <li>・監査指摘内容が少なくことや、重大な監査指摘内容がないこと。</li> <li>・資産その他経営規模等の安定した物的能力、人的能力を有するか。</li> </ul>                                       |

\* 選定結果については、応募者全員に文書で通知します。

なお、応募者から提出された書類は、指定管理者の選定に関する業務以外の目的には使用しません。

\* 指定管理者候補に選定された法人は、町議会による指定の議決を受けることによって指定期間における指定管理者となります。

\* 指定管理者の候補者は、自己の責任において令和6年4月1日から円滑に施設の管理運営に係る業務が遂行できるように、人的及び物的体制を整えるものとします。

## 1.5 損害賠償等

- (1) 指定管理者候補者として選定された法人が町議会による指定の議決を受けた後に指定管理者になることを辞退した場合は、指定管理期間の前であっても、それによって町に生じた損害を賠償していただきます。
- (2) 指定管理者が指定管理業務を行う上で、その責めに帰すべき事由により町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。このため、指定管理者には、損害賠償に備えて必要な保険に加入していただきます。
- (3) 指定管理の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の履行が困難になったときは、指定管理者は、その履行を中止しようとする日の遅くとも3か月前までにその旨を通知しなければなりません。この場合において、町は指定管理者の指定を取り消すことができるものとし、指定管理業務の履行中止により町又は第三者に生じた損害を賠償していただきます。



17 問い合わせ先

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠1701

神石高原町役場 子育て応援課 豊田、平松

TEL 0847-89-3368

FAX 0847-85-3541